

元土第 198 号
令和元年 6 月 6 日

県内建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課長
(公印省略)

「えひめ夢提案制度」第 28 回提案募集について

愛媛県では、県民のみなさまからの提案に基づき、県の権限に属する規制緩和やその他支援を行う「えひめ夢提案制度」を行っており、今回別添のとおり第 28 回提案募集を行うことといたしましたので、お知らせします。

担当

土木部土木管理局

土木管理課調整管理係 松島

TEL 089 - 912 - 1000 (内線 4258)

Mail dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

『えひめ夢提案制度』夢提案様式

提案主体名				提案主体分類コード	
都道府県名	38 愛媛県	市町村名		番 地	
提案者連絡先(担当者名)				(emailアドレス)	
担当者連絡先(電話番号)				(fax番号)	
提案の公開の可否		※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。			

要望事項(事項名)				制度の所管 関係省庁	
根拠法令等				プロジェクト 名	
提案分野					
求める措置の具体的内容					
具体的事業の実施内容・提案理由					
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)					

※同一提案主体が、複数の提案を行う場合、提案1つにつきこの表を作成してください。(提案の数だけファイルを作成してください)。

※制限文字数以内では記載できない詳細な事項については、参考資料として別紙(様式自由)に記載し、本様式とあわせて電子データで提出してください。

『えひめ夢提案制度』 夢提案様式(記入例:規制緩和)

※過去に提案があり実現した事例を参考に作成しておりますので、この記入例に記載されている規制は既に緩和されています。

提案主体名	〇〇スポーツ愛好会			提案主体分類コード	〇 任意団体
都道府県名	38 愛媛県	市町村名	〇〇市	番 地	△△町□□1丁目2-3
提案者連絡先(担当者名)	愛媛 夢子		(emailアドレス)	〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp	
担当者連絡先(電話番号)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		(fax番号)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
提案の公開の可否	公開	※「非公開部分有り」の場合は、下記に理由を具体的に記入。			

要望事項(事項名)	県立養護学校の開放		制度の所管 関係省庁
根拠法令等	わかりません	プロジェクト名	県立学校開放プロジェクト
提案分野	9. 教育分野		
求める措置の具体的内容	<p>規制の根拠が何かはよく分かりませんが、当方が活動拠点としている場所(〇〇市の学校施設)の近くにある県立養護学校の体育館を使いたいと思い、学校に相談したが、規則上出来ないと断られた。聞いたところでは、養護学校は一般には開放しておらず、開放している他の県立学校でも、夜間にグラウンドのみ利用可能であることが分かった。県立養護学校の開放はもちろん、市町立の学校と同様に安価な料金で時間も22時頃までは使えるようにしたい。</p>		
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>県立養護学校を一般に開放する。それに併せて、現在、他の県立学校においてもグラウンドのみの開放でなく、体育館も利用できるように規則を改正して欲しい。 料金については、市町立小中学校の体育館(300円)、グラウンド(500円)と同程度で利用できるように、また、時間については、現在は認められていない昼間の開放も含めて22時まで利用可能として欲しい。 これらが可能となれば、住民が学校の体育施設を利用しやすくなり、体育施設不足の一助となるとともに、住民の健康増進、コミュニケーションの向上、スポーツ振興にも繋がると思われる。</p>		
提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要(※該当がある場合のみ記載)			

地域の夢を応援します

えひめ夢提案 募集

募集期間

令和元年

6月1日(土)～30日(日)

みなさんは、「この県の規制を緩和してくれたら、こんな事業ができるのに…」、「もっとわかりやすい基準を示してくれたら、スムーズに取り組めるのに…」などと思ったことはありませんか？

- 県の条例、規則、要綱などの基準の緩和、運用の明確化
- 手続きの一元化、簡素化
- 補助金等の採択基準、対象、利用条件等、要件の改善 など…

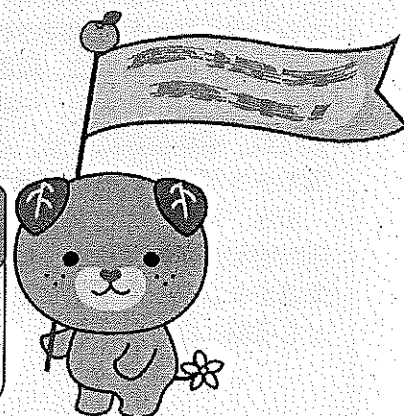
「えひめ夢提案制度」は、そんな地域活性化に取り組まれるみなさんからの提案をいただき、県の規制緩和をはじめとした支援を行う制度です。

提案の範囲

県が定めた規制の緩和や支援策

提案者

地域づくり団体、NPO、企業、個人、市町等、どなたでも結構です。
※ただし、提案者ご自身が、地域活性化を目指し具体的な取組みをされる場合に限りです。



提案方法

所定の様式に必要事項を記入のうえ、県庁地域政策課まで、Eメール、郵送、FAX又は持参で提出してください。

提案様式は県のホームページ(http://www.pref.ehime.jp/h12900/yumeteian/yumeteian_top.htm)から入手いただけます。または、下記までお電話いただければ、様式を郵送いたします。

【提出先】

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

県庁地域政策課

TEL 089-912-2235

FAX 089-912-2256

E-mail : yume-teian@pref.ehime.lg.jp

【相談窓口】

東予地方局地域政策課 0897-56-0710

中予地方局地域政策課 089-909-8751

南予地方局地域政策課 0895-28-6143

県庁地域政策課 089-912-2235

あなたのチカラで地域を元気にしませんか！

えひめ夢提案応募のススメ

Q1. えひめ夢提案制度で何ができるの？

みなさんの、地域の元気につながる事業や取組みを、県の規制の緩和や手続きの簡素化、県の施設等の利便性の向上、県のノウハウなどで応援します。

例えば、「地元で新しい事業をやってみたいが、規制があってなかなかうまくいかない。」といった思いをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、そのような皆さんの「夢」を「提案」というかたちで応募していただければ、県ではその夢の実現に向けて、障害となっている規制を緩和するなど、様々な形で皆さんを応援したいと考えています。

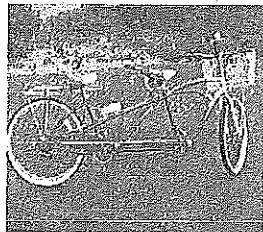
夢提案実現事例&体験談

二人乗りタンDEM自転車の一般道路走行が可能に ～規則改正による支援～

二人乗りタンDEM自転車は、ご夫婦や親子、あるいは一人で自転車に乗ることが困難な視覚障害者等の方もサイクリングを楽しむことができ、また、観光資源としての活用なども期待されます。

県道路交通規則では、原則として自転車の二人乗りが禁止されているため、一般道路を走行できませんでしたが、規則改正により、22年8月1日から県下全域でタンDEM自転車の走行が可能になりました。

また、10月から広島県でも規制緩和が実施され、しまなみ海道をタンDEM自転車で渡ることも可能になりました。



“どぶろく”による地域の活性化 ～県プロジェクトチームによる支援～

第4回（平成18年春）提案募集において、宇和島市で「どぶろく」づくりに取り組むグループから、製造免許取得の手続き面などで県の支援を求める提案があったことを受け、地方局のプロジェクトチームが支援を行い、早期にどぶろくを製品化することができました。

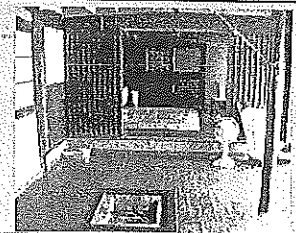
また、平成20年度には東温市のどぶろくづくりを支援した結果、3つの蔵元がどぶろくの製造を開始しました。

平成22年度には、鬼北町のどぶろくづくりを支援し、低タンパク米を使った特色あるどぶろくができました。



農林漁家民泊体験による教育旅行推進 ～条件整備による支援～

民宿として開業していない農林漁家が修学旅行生等の受け入れを行う上での留意事項等を明確にするため、法規制などを踏まえた取扱方針を定め、研修会を行うなどの条件整備を行いました。



Q2. 「提案」って、何だか大変なイメージがあるのですが…？

この「夢提案制度」で提出いただく「提案書」は、A4でたった1枚の書類です。その中に、どのような事業がしたいのか、どのような規制緩和や支援が必要か、といった内容をお書きいただいて、県庁 地域政策課までご提出いただければOKです。

どなたでも提案できますし、決して難しいものではありませんので、お気軽にご利用ください。分かりにくいことがありましたら、相談窓口まで電話をいただければ、障害となっている規制の根拠の確認から提案書の書き方まで、県職員がお手伝いをします。

